ジャパンベストレスキューシステム株式会社

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社と称し、英文では Japan Best Rescue System Co.,Ltd. と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．生活トラブル解決サービス業
２．家事代行業
３．介護サービス事業
４．電話受信発信事務代行
５．情報管理・処理サービス業務及び情報提供サービス
６．貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
７．不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
８．建設業
９．電気工事業
１０．電気通信工事業
１１．セキュリティー機器の設計、施工、販売及びレンタル
１２．出版業
１３．建物メンテナンス
１４．住宅設備器具の販売、修理、リース及びメンテナンス
１５．自動車、自動二輪車並びに電気自転車及びそれらの用品の販売、修理、再生加工及びレンタル
１６．上記を除く総合レンタル業及び総合リース業
１７．損害保険代理店業
１８．生命保険の募集に関する業務
１９．保証事業
２０．警備業法に基づく警備業
２１．旅行業法に基づく旅行業
２２．通信販売業務
２３．物品販売
２４．コンピューター及び通信ネットワークシステムの保守、管理

２５．写真・映像撮影
２６．古物売買及びその受託
２７．広告代理業
２８．給排水設備工事の受発注業務
２９．引越の受託
３０．害虫、害鳥、害獣駆除
３１．芳香剤、臭気感知装置等の販売
３２．庭園整備事業
３３．家電製品、パソコンの修理
３４．家電製品、日用品雑貨等のリサイクル販売及び仲介
３５．盗聴器の発見・回収事業
３６．経営コンサルタント
３７．ベンチャービジネスへの支援
３８．人材育成の教育研修事業
３９．市場調査、信用調査
４０．労働者派遣事業、有料職業紹介事業
４１．電気通信事業
４２．電力小売事業
４３．業務請負及び業務受託事業
４４．各種サービスの取次事業
４５．各種商品及びサービスの斡旋業
４６．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

（機　　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査等委員会
（３）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告の方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、９６，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他当会社の株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年１２月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議 事 録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項に

ついては、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員　　数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第２１条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に選任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４．会社法第 329 条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長、取締役会長各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議

長となる。

２.取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第３７０条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２６条　取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報 酬 等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３１条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３３条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３４条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第３６条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　　期）

第３７条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章　計　　算

（事業年度）

第３８条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定期間）

第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

３．前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４１条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、２０２１年１２月２４日開催の第２５回定時株主総会終結前の同法第４２３条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

第２条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定

する改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下、「施行日」という。）から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

２．本条は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。